

ふるさと納税の 仕組みについて

竹富町役場 政策推進課

ふるさと納税担当 今井 綾乃

そもそもふるさと納税とは？

生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度。

【寄附者様】

- ・手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられる。
- ・寄附金の使い道(使途)を指定できる。
- ・地域の特産品などのお礼の品をもらえる。

【返礼品事業者様】

- ・地元の特産品を寄附していただいたお礼の品として送る。
- ・特産品のPRに繋がる。
- ・販売経路の開拓に繋がる。

寄付金の使い道

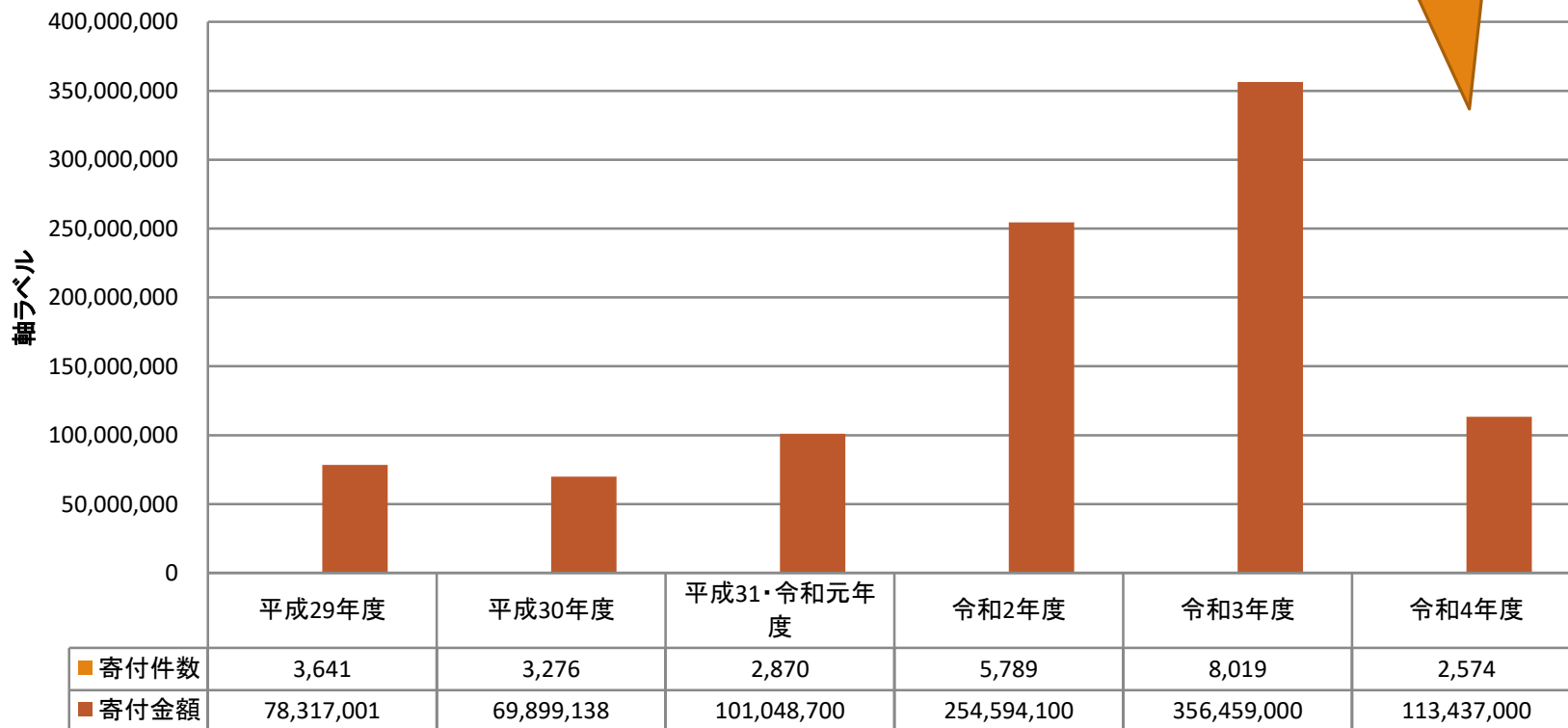
竹富町に寄せられた「寄附金」は、次の7つの事業を進めるための財源として活用させていただきます。

1. 自然環境の保全に関する事業
2. 歴史的・文化的遺産等の保全・活用事業
3. 教育振興に関する事業
4. 産業振興に関する事業
5. 社会資本整備に関する事業
6. 保健・福祉及び医療に関する事業
7. その他目的達成の為に町長が必要と認める事業

これまでの寄附実績

12月31日までの約
2か月で、2億円の
寄附を募りたい！

竹富町ふるさと納税寄附件数・寄附額
(R4.10.24時点、寄附申込日ベース、円単位)



返礼品の規定について

竹富町役場 政策推進課

ふるさと納税担当 今井 綾乃

総務省からの「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」

「返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。」

・・・つまり

・地域経済の活性化につながっているか

・竹富町において付加価値が生じているか

ということになります。

返礼品の規定

(総務省告示より抜粋)

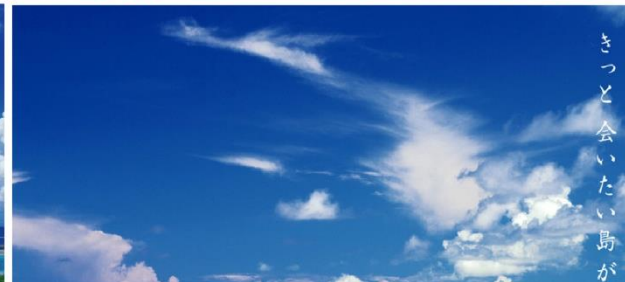
- ・区域内において生産されたもの。
- ・区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの(重量や付加価値のうち半分以上を一定程度以上上回る割合)。
- ・区域内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。
- ・区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの。
- ・地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの。

寄附者様からの声

- ・昨年は、収穫が少ないためにほかの品に変更になってしまい残念に思っていたのですが、今年はいただけでうれしかったです。良い香りで十分に満足しました。(品名:マンゴー)
- ・環境に気を配りながら、私達の心と体にも優しい食べ物を作ってくださいている生産者さんに感謝しています。(品名:月桃茶と黒米セット)
- ・ピーチパインは初めての味でした。遠い街から届いたと思うと美味しさも格別。パインが大好きな家族と一緒に大事に美味しく頂きました。(品名:ピーチパイン)
- ・竹富島に毎年旅行に行っていたんですがコロナ渦で行けなくなってしまったので申し込みをしました。毎月パイナップルが届き最後7月はマンゴーが届いて どれもほんとにおいしくて感動ものです。また来年のお願いしたいと思っています。(品名:パイン&マンゴー定期便)

寄附者様からのご意見

- ・パイン・マンゴーが受け取った時点ですでに傷んでいた・虫が発生していた。
- ・パイン・マンゴーを選択したが、品切れで翌年発送になるかほかの返礼品を選択することになり、代替りの品を選ぶにも受付終了ばかりとなり残念だった。
- ・返礼品のマンゴーが6～7月発送予定と記載されていたがまだ届いていない。いつ届くのかご連絡いただきたい。



ご清聴ありがとうございました。